

第 21 回 契約監視委員会 一議事概要一

1. 開催日時

令和 8 年 6 月 24 日 (水) 13:00～15:05

2. 開催場所 (方法)

WEB 会議による審議

3. 出席者

(委員会委員) 青山伸一委員長、民井淳委員長代理、鈴木洋子委員、**角南明彦委員**、
金田一喜代美委員
(QST 参考人) 財務部契約課 大塚課長
那珂フュージョン科学技術研究所管理部契約課 渡辺課長
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所管理部経理・契約課 川端課長
(事務局) 監事室 山田室長、大澤主幹

4. 議 題

(1) 令和 7 年度における事後点検について

- ① 令和 7 年度下半期における随意契約の状況について
- ② 令和 7 年度下半期における一者応札・応募の状況について
- ③ 令和 7 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について
- ④ 令和 7 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

(2) 令和 8 年度調達等合理化計画の点検について

(3) その他

配布資料

資料 1 第 20 回契約監視委員会 一議事概要一

資料 2-1 令和 7 年度下半期契約データ

2-2 令和 7 年度年間契約データ

資料 3-1 令和 7 年度下半期の競争性のない随意契約総括表

3-2 令和 7 年度下半期の競争性のない随意契約一覧

参考資料 随意契約による調達が可能になる事例を示した規程類 (抜粋)

資料 4-1 令和 7 年度下半期契約 (一者応札・応募) の状況

4-2 令和 7 年度下半期契約 (一者応札・応募) の状況一覧

資料 5-1 令和 7 年度下半期のサンプリング事後点検について

5-2 令和 7 年度下半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検

5-3 令和 7 年度下半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料 6 令和 7 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

資料 7 令和 8 年度調達等合理化計画 (案)

5. 議事概要

(1) 令和 7 年度における事後点検について

①令和 7 年度下半期における随意契約の状況について

QST 参考人から、資料 2-1、資料 2-2、資料 3-1 及び資料 3-2 に基づき、令和 7 年度下半期における随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

②令和 7 年度下半期における一者応札・応募の状況について

QST 参考人から、資料 2-1、資料 2-2、資料 4-1 及び資料 4-2 に基づき、令和 7 年度下半期における一者応札・応募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

③令和 7 年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局及び QST 参考人から、資料 5-1、資料 5-2、資料 5-3 及び契約書類に基づき、令和 7 年度下半期における契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した 6 件について説明があり、委員より問題は認められないとして了承された。

6 件の事後点検について、委員から出された主な意見は以下のとおり。

(ア) 競争性のない随意契約事後点検 (1)

「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 財務会計システムの運用・保守」

(本部・千葉地区)

委員から、特許権等の排他的権利の内容確認、会計システムの使用期間についての質問に対し、QST 参考人から補足説明があり、問題は認められないことを確認した。

(イ) 一者応札・応募事後点検 (1)

「ITER ポロイダル偏光計水平ポート 10 番内機器の製作」(那珂地区)

委員から、入札状況及び契約締結状況の内容についての質問に対し、QST 参考人から補足説明があり、問題は認められないことを確認した。

(ウ) 一者応札・応募事後点検 (2)

「テストブランケットモジュールセットの詳細設計作業」(六ヶ所地区)

委員から、結果は一者応札になったが仕様書等は問題なく記載されているという発言があり、問題は認められないことを確認した。

(エ) 一者応札・応募事後点検 (3)

「波長可変ナノ秒パルスレーザーの購入」(高崎地区)

委員から、入札に参加しなかった業者の理由及び仕様書の同等品についての記載方法についての質問に対し、QST 参考人から補足説明があり、一者応札にならないよう、入札辞退者への聞き取りや対策、仕様書の記載方法を検討してほしいとの意見があった。

(オ) 一者応札・応募事後点検 (4)

「イオンポンプセットの購入」(関西地区)

委員から、仕様書で指定されている製品を扱っている日本国内の企業は複数存在しているにも関わらず、本件入札の実施にあたって QST から声掛けした企業は限定的であり、一者応札を回避する努力が不十分であったと考える旨指摘し、今後、対応を改善するよう求めた。

また、委員から、仕様書上では、購入すべき対象として特定製品を特記しつつ、同等品でも可との記述もあるものの、同等品が満たすべきスペックに関する記述において特定部品の使用を求めている結果、同等品は実際には排除されているという理解で良いかと質問。これに対し、QST 参考人から当該特定部品の使用は必須ではなく、特記されている製品以外の同等品の購入を QST として受け入れる余地も残している旨の補足説明があったことを受けて、委員より、そうであれば仕様書の記載内容を正確にし、QST として受け入れ可能な同等品の範囲を明確にすることで、応札企業を増やすべきであるとの意見があった。

(カ) 一者応札・応募事後点検 (5)

「ITER NBI 高電圧電源用伝送ライン圧力容器の製作」(那珂地区)

委員から、落札率や入札辞退の理由(契約条項)、技術審査の要件による不合格の理由についての質問に対し、QST 参考人から補足説明があり、市場調査等などにより、入札に参入しやすい対策を検討してほしいとの意見があった。

④ 令和 7 年度調達等合理化計画の自己点検の点検について

QST 参考人から、資料 6 に基づき説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(2) 令和 8 年度調達等合理化計画の点検について

QST 参考人から、資料 7 に基づき説明があり、委員より特に問題が認められないとして了承された。

(3) その他

事務局より、今回は議題がないとの説明があった。

以 上